

「市の窓口及び公の施設におけるキャッシュレス決済端末導入業務」公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	関連書類等	質問内容（原文のまま）	回答
1	01 実施説明書 3 事業に係る予算上限額	事業に係る予算上限額4,020千円については、初期導入費用と運用費用（月額3か月分）が含まれている認識で相違ないでしょうか。 もしくは初期導入費用のみになりますでしょうか。	事業に係る予算上限額4,020千円については、初期導入費用と運用費用（令和6年度末まで）が含まれています。
2	02 仕様書 9 指定納付受託の方法等 (1) 指定納付受託業務の対象となる収入の種類等 (2) キャッシュレス決済で取り扱うブランド等	対象手数料について、(ア) (イ) (ウ) (エ) についての決済は貴市の歳入となりますでしょうか。つまり (オ) 以外についても貴市の直営施設という認識でよろしいでしょうか。	対象施設のうち、(オ)に加えて、(ア) (イ) (ウ) (エ) についても、市の歳入となります。(ア) (イ) (ウ) (エ) の施設は、市の直営施設ではなく市の指定管理施設ですが、「利用料金制」ではないため、指定管理者の収入ではなく市の歳入となります。
3	02 仕様書 9 指定納付受託の方法等 (3) 指定納付受託の方法等	指定納付受託の入金予定日は3営業日前を目途としている現行の貴市7区役所窓口決済の運用と同一ということでしょうか。	現行の本市7区役所窓口決済の運用では、指定納付受託の入金予定日については、月末の翌月15日振り込み、内訳明細については入金予定日の3営業日前をめどに確認可能との運用となっておりますが、同期間または同期間より前に確認できることとさせていただきます。
4	01 実施説明書 4 参加資格 イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。	9/30（月）17時までに下記のURLにある物品等供給契約の有資格業者名簿に記載がない場合は、参加は難しいという理解でよろしいでしょうか。 http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/touroku/shinsei_buppin/shinsei_buppin.html	本プロポーザルについては、実施説明書中、「4 参加資格（1）参加資格の要件」より、参加申出書（9月30日提出締め切り）の提出時点において、有資格者名簿に記載されていれば、参加申出が可能です。 一方、「5 参加資格の喪失」より、提案者が受託候補者の特定の日（10月10日（木））までに参加資格の要件を満たすものでなくなった場合は、提案が無効になるとしてあります。 したがって、現在の有資格者名簿に記載されていれば、9月30日提出締め切りの参加申出書の提出が可能ですが、上記の定時登録期間中に申請をしていない場合や、審査結果により有資格者名簿の登録がなかった場合は、受託候補者の特定の日に提案が無効となります。 なお、現在の物品等供給契約の有資格者名簿の有効期限は、令和6年9月30日までであり、10月1日からの名簿については、令和6年6月20日（木）から令和6年7月10日（水）までが定時受付の申請期間となっており、申請の審査結果については、9/26（木）時点、市HPで確認できる状態となっております。
5	02 仕様書 11 導入及び運用サポートについて (4) 端末の操作研修	対面での研修ですが、各拠点ではなく1拠点に集まった集合研修は可能でしょうか。	研修については、所管課の市職員に加え、窓口の委託事業者等も参加予定ですので、研修が必要な職員に十分な研修が行き渡るよう、各拠点での研修や、複数回の集合研修などをご提案ください。